

**真正会 居宅介護支援事業所 小仙波
重要事項説明書**

【2025 年 4 月 1 日現在】

**当事業所は介護保険の指定を受けています
(事業所番号 第 1170401473 号)**

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 真正会 |
| (2) 法人所在地 | 埼玉県川越市安比奈新田 292-1 |
| (3) 電話番号 | 049-234-8838 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 斉 藤 正 身 |
| (5) 設立年月日 | 1977 年 3 月 22 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援
2005 年 2 月 1 日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、ご契約者（利用者）がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定居宅介護支援サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 真正会 居宅介護支援事業所 小仙波 |
| (4) 事業所所在地 | 埼玉県川越市小仙波 9 4 7 - 1 |
| (5) 電話番号 | 049-227-5151 |
| (6) ファックス番号 | 049-227-5188 |
| (7) 管理者氏名 | 山 形 寿 子 |
| (8) 運営方針 | 次頁「社会福祉法人真正会の運営指針」のとおり |
| (9) 開設年月日 | 2005 年 2 月 1 日 |
| (10) 事業実施地域 | 川越市 |
| (11) 営業時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |
| (12) 連絡体制 | 24 時間受付ております
080-8145-3478（休業日 営業時間外） |
| (13) 営業日 | 月曜日～土曜日（元日、1月2日を除く） |
| (14) 第三者評価 | 実施なし |

社会福祉法人 真正会の事業理念

「老人にも明日がある」は、当法人設立理念である。この敬愛、敬老の精神を以って当法人の理念とする。

社会福祉法人 真正会の運営指針

（福祉性）

利用者に対する処遇は、福祉理念を信条とする。福祉とは、「対象者を正しく理解し、必要かつ適切なサービスを提供すること」と定義する。

（個性性）

利用者には、可能な限りアットホームの中で、孤独感の解消、人格尊重、豊かな人間性の確保のために、個性性を重視し「その人らしく」生きることの配慮に徹する。併せて、リハビリテーションを通してADLの向上を計り、結果として、一人でも多くの家庭復帰を期待したい。

（地域性・社会貢献）

当法人の行う諸事業は、「ホームは、地域と離れて存在しない」という指針を以って、先駆的、開拓的な地域ケアを重点施策とし、そのためには施設機能を在宅サービスにより多く開放することは勿論、コミュニティーケアの充実を計る。併せて、地域への積極的な社会貢献活動に取り組む。

（保健・医療・福祉の連携）

専門職は、専門職領域を以って完結することなく、常に保健、医療を含めて、ケアプランを基軸にしたチームケアによる連携プレーを計り、もって高齢者の豊かな老後に完結するように努める。

（ボランティアの導入）

ボランティアの活動は、施設の運営に欠くことの出来ない必要な条件であり、積極的なボランティアの導入を期待し、併せて地域の人々との活発な交流を図りたい。

（協調性）

当法人は、その運営に当たり、事業理念を支える職員と共に協調性の成果を期待し、結果として所期の目的を達成したい。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（随時変更あり）

＜主な職員の配置状況＞

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職	種	人数
1.	管理者	1 名
2.	介護支援専門員	2 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第3～6条、第8条関係）

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、所定のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

（「重要事項説明書(サービス利用料金表)」も併せてご覧下さい。）

※国の介護報酬等の改定に伴い、「重要事項説明書(サービス利用料金表)」に変更が生じる場合には、契約書第9条に従い、利用料金の変更とともに「重要事項説明書(サービス利用料金表)」の更新をお願い致します。

＜サービスの概要＞

（1）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、公正中立、総合的、かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

- ・ご契約者は、居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ・ご契約者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- ・前6か月間に作成した、当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりです。

	各サービスを 位置づけた割合	1 位	2 位	3 位
訪問介護	23.55%	やさしい手 39.16%	みずたま介護 21.09%	SOMPO ケア川越 17.47%
通所介護	49.65%	小仙波 48.86%	蔵の町川越 10.29%	ツクイ川越 6.86%
地域密着型 通所介護	13.48%	小江戸の庭 32.64%	ミック健康の森 14.74%	レコードブック川越 9.48%
福祉用具貸与	72.34%	エフビー介護川越 20.40%	フランスベッド川越 15.49%	H a u s k a a 14.51%

＜居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画（ケアプラン）の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

（２）居宅サービス計画（ケアプラン）作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画（ケアプラン）の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（３）居宅サービス計画（ケアプラン）の変更

ご契約者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画（ケアプラン）を変更します。

（４）介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

５．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。尚、ご契約者に入院する必要がある場合には、退院後の円滑な在宅生活への支援のため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関にお伝えください。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第７条関係）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門

員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 禁止事項

- ・他利用者や職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・他利用者や職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ・他利用者や職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7. 損害賠償について（契約書第 12 条関係）

契約書の第 12 条に基づきまして、ご説明させていただきます。サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・加入保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

(1) 契約の終了及び解約等（契約書第 13～16 条関係）

契約書の第 13 条から第 16 条に基づきまして、ご説明させていただきます。

(2) 契約の終了に伴う援助（契約書第 13 条関係）

契約書の第 13 条に基づきまして、ご説明させていただきます。

9. 苦情の受付について（契約書第 17 条関係）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

〔職名〕 コミュニティケア部 矢 田 浩 一 郎

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 山 形 寿 子

○受付時間 24 時間受付けております。

○電話番号 049-227-5151

○第三者委員

〔職名〕 真正会監事 栗 原 章 電話番号 049-223-1919

真正会監事 諏訪部 充 弘 電話番号 049-224-2443

※ 第三者委員はご契約者と事業者の間に入り、問題を公平、中立な立場で解決の調整、助言をしていただける方です。ご希望の方は、第三者委員を交えての話し合いも出来ます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川越市役所介護保険課	所在地 川越市元町 1-3-1 電話番号 049-224-8811 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 さいたま市中央区大字下落合 1704 電話番号 048-824-2568 受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00
埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 電話番号 048-822-1243 受付時間 9:00～16:00

10. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

また、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

11. 身体拘束等の適正化のための措置

利用者の人権を尊重し、安全で適切なケアを提供するため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

身体拘束等の適正化を図るための指針や体制を整備するとともに研修を実施する等の措置を講じます。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

12. 個人情報の保護（契約書第 11 条関連）

(1) 個人情報保護に対しての基本方針

①基本方針

社会福祉法人真正会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令及び厚生労働省の医療介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し、利用者及び職員の個

個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

②個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

1. 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知、または公表し利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
2. 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。

③安全性確保の実践

1. 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために個人情報保護に関する諸規定を明確にし、必要な教育を行います。
2. 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価見直しを行い、継続的な改善に努めます。

④個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

(2) 個人情報保護相談窓口

- ①受付窓口 担当：真正会個人情報管理委員会 電話：049-234-8838
②受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

(3) 個人情報の使用にご同意いただく内容

以下に定める条件について、社会福祉法人真正会が、ご契約者及び身元引受人、家族の個人情報等を下記の使用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することにご同意お願い申し上げます。

①使用期限

介護サービス提供に必要な期間および契約期限に準じます。

②使用目的

1. 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為
2. 利用者にかかわる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供の為
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等の連絡調整の為
4. 利用者が、医療サービスの活用を希望している場合、および主治医等の意見を求める必要のある場合
5. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為
6. 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
7. その他のサービス提供で必要な場合
8. 当施設において行われる実習への協力の為
9. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

③使用条件

1. 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
2. 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 埼玉県川越市安比奈新田 292-1
法人名 社会福祉法人 真正会
代表者名 理事長 斉藤 正身

説明者

真正会 居宅介護支援事業所 小仙波
介護支援専門員

氏 名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報保護に対しての基本方針の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び個人情報の使用に同意しました。尚、家族等代表（代理人）欄については、契約者の判断能力等に障害が見られる場合に、家族、成年後見人等との契約者又は第三者である立会人において記載及び同意致します。

契約者

本人 住 所

(利用者) 氏 名 印

家族等代表 住 所

(代理人) 氏 名 印

真正会 居宅介護支援事業所 小仙波
重要事項説明書(サービス利用料金表)

【2025 年 3 月 1 日現在】

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所で提供されるサービスの利用料金について次のとおり説明します。

1. 報酬単価

当事業所は国の介護報酬等における地域区分において「6 級地」に区分され、介護報酬 1 単位あたりの単価は、次のとおりとなっております。

介護報酬 1 単位あたり 10.42 円

2. サービス利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス (契約書第 8 条第 1 項関係)

※こちらにある利用料金については、通常はご契約者に負担していただくことはございません。

①【居宅介護支援費 (I) (一) (i)】(1 ヶ月につき)

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護 1	1,086	11,316
要介護 2		
要介護 3	1,411	14,702
要介護 4		
要介護 5		

※サービスの利用票を作成した月において利用実績のない場合、居宅介護支援費の請求は行えません。ただし、病院等からの退院退所する者等であつて、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みのないと診断した利用者については、一連の業務、書類の整備を行っている場合、利用実績がなくとも居宅介護支援費の請求が行えます。

②【初回加算】(1 ヶ月につき)

次のいずれかに該当する場合。

- ・新規に居宅サービス計画 (ケアプラン) を作成するご契約者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供した場合。
- ・要介護区分が 2 区分以上変更されたご契約者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供した場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護 1 ～ 5	300	3,126

③【特定事業所加算(Ⅲ)】(1ヶ月につき)

次のいずれにも適合した場合。

- ・常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ・常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催する事。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ・当事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・当事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける契約者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45件未満であること。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成されていること。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	(Ⅲ) 323	3,365

④【入院時情報連携加算】(1ヶ月につき、いずれか1回を限度として)

病院又は診療所に入院するに当たって、病院又は診療所の職員に対して、ご契約者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	(Ⅰ) 250	2,605
	(Ⅱ) 200	2,084

(Ⅰ) の場合

ご契約者が、病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対してご契約者の必要な情報を提供した場合。

※営業時間終了後又は休業日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

(Ⅱ) の場合

ご契約者が、病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対してご契約者の必要な情報を提供した場合。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が休業日の場合、その翌日を含む。

⑤【退院・退所加算】(入院入所期間中につき、いずれか1回を限度として)

ご契約者が、退院・退所し居宅サービスを利用する場合において、病院・施設等の職員と面談し必要な情報の提供を得たうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し調整を行った場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	(Ⅰ) イ 450	4,689
	(Ⅰ) ロ 600	6,252
	(Ⅱ) イ 600	6,252
	(Ⅱ) ロ 750	7,815
	(Ⅲ) 900	9,378

(Ⅰ) イの場合

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から契約者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

(Ⅰ) ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から契約者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

(Ⅱ) イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から契約者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

(Ⅱ) ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から契約者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

(Ⅲ)

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から契約者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

⑥【通院時情報連携加算】(1ヶ月につき1回を限度として)

ご契約者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該契約者の心身の状況や生活環境等の当該契約者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該契約者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅

サービス計画等に記録した場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	50	521

- ⑦【緊急時等居宅カンファレンス加算】（1ヶ月につき2回を限度として）
 病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共にご契約者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	200	2,084

- ⑧【ターミナルケアマネジメント加算】

在宅で逝去されたご契約者に対して、当指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該契約者又はその家族の意向を把握した上で、その逝去日及び逝去日前14日以内に2日以上、ご契約者又はそのご家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

	単位数(点)	単位数×報酬単価(円)
要介護1～5	400	4,168

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

※ご契約者の全額負担となります。

- ①【交通費】（契約書第8条第2項関係）

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護に要した費用はその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロあたり20円とします。この費用の支払いを受ける場合には、ご契約者又はそのご家族に対して事前に文書により説明したうえで同意を受けることとします。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項(サービス利用料金表)の説明を行いました。

事業者

所在地 埼玉県川越市安比奈新田 292-1
法人名 社会福祉法人 真正会
代表者名 理事長 斉藤 正身

説明者

真正会 居宅介護支援事業所 小仙波
介護支援専門員

氏 名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項(サービス利用料金表)の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。尚、家族等代表(代理人)欄については、契約者の判断能力等に障害が見られる場合に、家族、成年後見人等との契約者又は第三者である立会人において記載及び同意致します。

契約者

本人 住 所

(利用者) 氏 名 印

家族等代表 住 所

(代理人) 氏 名 印